

真岡市消費生活センターだより

消費生活相談窓口 TEL 84-7830
月曜日～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

2019. No. 27

ご相談はお住いの自治体の消費生活センターへ <休日は消費者ホットラインへ ☎188 局番なし>

「1,980円で安く床下消毒ができる」と女性が訪ねて来たのでお願いした。作業をした男性2人から床下の写真を見せられ、**高額な床下消毒工事を勧められた。**

安くできますよ
今なら床下を
無料で点検します



- ▶「格安作業」や「無料点検」などは高額な補修工事などを契約させることが目的です。
- ▶訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。

「1回だけ」のつもりで、980円の化粧品をネット広告を見て申し込んだが「**定期購入**」だった。

格安は要注意!
定期購入になっていないか確認を

980円なら
申し込んで
みようかな



- ▶通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。契約内容や解約条件を確認することが重要です。
- ▶申し込み最終確認画面で、購入期間や支払い総額などを確認し、画面印刷や、スクリーンショットで記録する。

「安くなる」って本当? 即決しないで 慎重に!

蛇口の水が漏れたので、電話帳で見つけた「**基本料金〇〇円**」の暮らしのレスキューサービス業者に安いと思いき頼した。提示された料金が高かった。

見積もり無料
基本料金△△円
業界最安値



20万円
です。

- ▶事業者によってサービス内容や料金は異なります。広告をうのみにせず、業者選びは慎重にしましょう。
- ▶日頃から、安心して依頼できる地元業者の情報を集め、自宅の止水栓の位置と閉め方を確認しましょう。

「**電気代が安くなる**」と大手電力会社を名乗る電話があった。資料請求のつもりで返事をしたら、**知らない事業者から契約書面が届いた。**



毎月の
電気代が
安くなります

- ▶契約は口約束でも成立します。事業者名を確認し、必要なければはっきり断りましょう。
- ▶電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。

「**インターネットを使わないならアナログ回線にすると電話料金が安くなります**」と電話勧誘を受け、安くなるならと思いお願いした。大手電話会社の工事終了後、**知らない事業者から有料サポート契約の会員証が届いた。**

光回線から
アナログにすると
安くなります



- ▶契約内容の変更と思わせて、別契約を結ばせる手口です。
- ▶電話勧誘でサポート契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。

マッサージ店へ「お試し体験」に出かけた。店から「**割安になる**」と10回分の**回数券**を勧められ購入したが、使えなくなった。

回数券は
お得ですよ



- ▶マッサージ店の施術は、クーリング・オフ制度はありません。各事業者の約款に従うため、未使用であっても払い戻されない場合があります。購入は慎重に!